

最少限度の従業員の出勤方幹旋を依頼し、之れと共に出勤者を二十八日中に選定し、尙其氏名を記載して提出すべく、若し之れに應ぜざる場合には、嚴重なる處方を行ふ旨申渡したるが、遂に效なかりぬ。

従業員側は會社の申渡しを履行せざるのみならず、労働祭日の切迫せるに氣勢昂り、二十八日午後二時組合長佐藤安太郎以下十一名の幹部は、電業員組合員を代表して、會社本社に萩原庶務課長を訪ひ、同社長宮崎敬介其他各發電所長、各變壓所長、各修繕所長に宛て、左記理由を附したる十四箇條の要求條項を提出し、其回答期を同三十日午後四時と限りて退出せり。

### 要 求 書

財界の變動に伴ひ一時悲況に陥らんかとまで危まれたる我大阪電燈株式會社は爾來安治川製作所の作業縮少、電燈料金の値上、炭價の低落並に増資の完成と好材料の續出に連れて、事業經營の基礎確立し、今や電燈料金の値下を爲さむとするの好況に至れるにも不拘、我等従業員の労働條件は取扱の上にも待遇の上にも更に改善せらる、所なく、諸物價の低落の名のみにして生活狀態は絶えず不安に襲はれつゝある現狀に鑑み、電業員組合一同協議の結果、左記十四箇條項を要求するの止むなきに至れり。

#### 要 求 條 項

- 一、電業員組合の團體交渉權を確認すること
- 二、現在會社の經營する給品部を廢止し、左記條件の下に購買部を新設すること
- (イ) 會社直營事業として日用品購買部を設置すること
- (ロ) 購買部事業に従事すべき委員並に役員は電業員組合よりも任命すること

- (ハ) 購買部に於ける物品の販賣方法は全部原價を以てし掛買制度と爲すこと
- (ニ) 購買部に要する一切の經費は會社の負擔とすること
- 三、従業員にして陸海軍籍にあるものに對しては左記の取扱を爲すこと
- (イ) 現役に採用せられたる者は入營若くは入團後二週間は缺勤者として認むること
- (ロ) 入營入團決定して退職したる者に對しては其勤続年數に應じ一ヶ月に對し二日の割合を以て日給を積算したる金額を給與すること

- (ハ) 簡閉點呼に召集せられたる者は召集當日の給料全額を支給すること
- (ニ) 勤務演習の爲召集せられたる者に對しては其召集中の日數に對する給料全額を支給すること
- 四、毎年二回春秋を期して會社の經費に依り従業員全部の慰安會を舉行すること
- 五、安治川發電所に於ける石炭賞與金の配給方法を同所従業員全般に公表すること
- 六、期末賞與の配給を従業員全般に及ぼすこと
- 七、大正十年三月の給與に係る増資功勞金分配に關する株式總會の決議及其配給方法の内容を従業員全般に公表すること
- 八、助手の名稱を技手と改め職工の呼稱を工手と改め技手の待遇を月給雇員と同一に取扱ふこと
- 九、助手職工規則第四條給與の條項中左記の通りに改正すること

- 一、弔祭料五十圓以上
- 二、死亡手當金八百圓以上
- 三、職勤の爲不具癩疾となりたるものには其程度に依り八百圓以上の手當金を支給す
- 第二十九條 職務の爲不具癩疾と式たる者退職の場合には前條手當金の外退職當時の給料年額百分の五十以上の養老金を支給す
- 第三十一條 滿三箇年以上勤続したるものにして死亡したる時又は退職せんとする時は左記により手當金を支給す
- 一、滿三箇年勤續者に對しては退職當時の日給五十日分以上尙一箇年を増す毎に日給三十日分を増給す
- 二、滿十箇年の勤續者に對しては退職當時の日給三百六十五日以上尙一箇年を増す毎に日給三十日分を増給す又止むを得ざる事故に依り解雇したる時は左記に依り手當金を支給す
- 一、勤續三箇年未滿の者に對しては一箇年に對し解雇當時の日給六十日分以上を支給す